

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）

返礼品取扱事業者 募集要項

鹿屋市農林商工部ふるさとPR課

令和6年4月改定

1 目的

鹿屋市へのふるさと納税（寄附金）の促進と地元の特産品等を広く全国にPRすることを目的に、本市へ寄附された方（市外に住む方）へ返礼品として商品やサービスを提供していただける返礼品取扱事業者（以下、「事業者」という。）を募集するもの。

2 事業者の要件

- (1)本市の「返礼品取扱基準」・「返礼品受付停止基準」を遵守できること。
- (2)鹿屋市物品調達等入札(見積)参加資格審査申請を行い登録されていること。
- (3)市内に本社、本店、支社、事業所又は工場があること。ただし、航空券、乗船券、本市で開催されるイベントのチケット等、本市の観光PRや交流人口の増加に繋がると認められるもの及び市内で生産された原材料を使用して製造したものなど地場産品基準に該当するものはこの限りでない。
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5)税の滞納がないこと。
- (6)品質及び数量について、年間を通じて安定供給ができること。ただし、期間又は数量を限定して提供する返礼品についてはこの限りでない。
- (7)電話やメール等、常時、市と連絡が取れる担当者を配置できること。
- (8)返礼品情報の開示が可能であること。
- (9)インターネット端末を所有し、市が指定する管理システムを介してやり取りができること。
- (10)返礼品に市が作成するお礼状等の同梱ができること。
- (11)個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守できること。
- (12)市及び市が委託した事業者からの提案やアンケート等の調査に協力できること。
- (13)市が行う調査・確認に迅速に応じること。
- (14)地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。

3 事業者の業務内容

- (1)返礼品の受注に係る業務
 - ①返礼品の在庫管理
 - ②返礼品の受注（管理システムを使用）
- (2)返礼品の発送に係る業務
 - ①返礼品の調達及び発送準備をすること。
 - ②返礼品の産地及び製造地を表示すること。
 - ③返礼品の解凍方法や調理方法等がわかる説明書や、自社商品のカタログ・チラシ等を同梱すること。
 - ④返礼品の発送ごとに管理システムの更新をすること。
 - ⑤市又は市が委託した事業者から出荷依頼があった場合は、原則1ヵ月以内に返礼品を

発送すること。

ただし、繁忙期や返礼品の調達に一定期間時間を有するものは除く。

⑥返礼品の品質に関する問い合わせに対応できるよう事業者の連絡先を表示すること。

(3) 返礼品発送後の寄附者及び配送業者からの問合せ対応に係る業務

①寄附者からの問い合わせには、内容を疑うことなく、寄附者第一で誠実に対応に努めること。

②返礼品の品質に関する問い合わせ等については、速やかにその内容を市及び市が委託した事業者へ報告すること。

③寄附者の長期不在等により、配送業者から問い合わせを受けた場合は、寄附者及び市が委託した事業者へ連絡をすること。

(4) 返礼品の請求に係る業務

月ごとの返礼品発送実績に対し、翌月10日までに請求書を提出すること。

4 返礼品の要件

(1) 返礼品の内容

①本市の「返礼品取扱基準」を満たした返礼品であること。

②食品・加工品は、産地、製造地、内容量・賞味期限・アレルギーがわかること。

③事業者が企画し、独自のブランド（商標）で販売する自主企画商品^{*1}

^{*1}自主企画商品については、返礼品取扱事業者と分かる梱包材及びブランドシールを使用すること、チラシ等を同梱するなどにより商品の説明を行うことを必須とする。

④航空券、乗船券、食事券、本市で開催されるイベントのチケット等は、本市の観光PRや交流人口の増加に繋がると認められるもので地場産品基準に該当するものであること。また、食事券は発行店のみ利用可能なものに限る（共通食事券は不可）。

(2) 返礼品表示は、食品表示法など関係法令を遵守していること。

(3) 賞味期限は、発送日後5日間以上が保証されていること。

(4) 返礼品の金額

①返礼品の調達費用は、寄附額の3割以内とすること。

②返礼品発送に係る契約単価は、調達費用及び送料の合計額である。

③送料は、市と協議して決定すること。

5 応募の手続き

(1) 鹿屋市物品調達等入札（見積）参加資格審査申請 提出書類

①物品調達等入札（見積）参加資格審査申請書（第1号様式 市様式）

②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人

③身分証明証※個人事業主

④納税証明書

・国税（法人：その3の3、個人事業主：その3の2）

- ・都道府県税(第8号様式)
- ・市町村税(滞納のない証明書)
- ⑤印鑑証明書(個人事業主の場合、代表者の印鑑登録証明書)
- ⑥営業に関し、許可又は認可等を必要とする場合は、許可又は認可等の証書
- ⑦財務諸表(個人事業主の場合、「確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」の写し)
- ⑧誓約書並びに自己及び自社の役員等の名簿(第2号様式 市様式)
- ⑨委任状(第3号様式 市様式)
 - ※取引しようとする事業所が支店・営業所等の場合のみ提出
- ⑩個人住民税特別徴収実施確認書(第4号様式 市様式)
- ⑪支店・営業所等状況報告書(第5号様式 市様式)
- ⑫資本関係又は人的関係に関する申告書(第6号様式 市様式)
- ⑬市税等の課税・納付状況確認同意書(市様式) ※市内事業者のみ
 - 参照；令和6・7・8年度鹿屋市物品調達等入札(見積)参加資格審査申請
 - https://www.city.kanoya.lg.jp/keiyaku/shise/nyusatsu/sonota/buppinn_shikakushinsei_r6.html



(2) 事業者の登録期間

事業者本人が返礼品取扱事業者を辞退するまで継続する。

ただし、入札(見積)参加資格は市総務部財政課契約検査室の案内に従い更新が必要。

(3) 返礼品登録

- ①返礼品登録申込書(様式3)
- ②返礼品登録申込一覧(様式3の別紙1)
- ③返礼品内訳説明書(様式3の別紙2) ※返礼品1つにつき1部
- ④地場産品基準類型一覧(様式3の別紙3)
- ⑤単価見積書 ※税抜価格
- ⑥返礼品の画像データ(JPEG形式)
 - ・返礼品の写真(商品のPR写真、調理例等)・・・『必須』
 - ・返礼品の荷姿(どのような状態で届けられるのか)・・・『必須』
 - ・食品表示ラベルの画像・・・『必須』
 - ・生産者や従業員等の写真
 - ・事業所の外観、作業場等の写真(どのような場所で生産・製造されているか)

(4) 提出先 鹿屋市役所本庁2階 ふるさとPR課 ふるさと納税担当

(5) 受付時間 開庁日午前8時30分から午後5時まで

(6) 提出方法 鹿屋市物品調達等入札(見積)参加資格審査申請書類・・・持参または郵送
返礼品登録書類・・・市が指定したアドレスへ送信

6 審査・決定

- (1) 提出のあった書類を、市が審査し、登録事業者としての採用の可否を決定する。
- (2) 返礼品について、特に食品返礼品取扱事業者の場合、地場産品基準や食品表示法に違反（特に、事実と異なる産地名の表示。）することのないよう、適正な食品返礼品を確実に供給できる体制を整備しているか、過去の取引実績などを踏まえ、審査を行う。
- (3) 事業者及び返礼品の採用が決定した際は、市と委託契約を締結する。
- (4) 返礼品の寄附額や掲載するポータルサイトの決定は、市が行うものとする。

7 その他

(1) 返礼品発送後の瑕疵に関する基準

- ① 事業者の瑕疵により発生した返礼品の再送や転送等は、事業者負担とする。
- ② 市の瑕疵により発生した返礼品の再送や転送等は、市負担とする。
- ③ 寄附者の長期不在、転居により返礼品の再送や転送等が発生する場合は、市と事業者が協議の上決定する。協議が難航する場合は市の判断に従うこととする。

(2) 事業者及び返礼品の登録取消

市は、事業者又は返礼品が次のいずれかに該当する場合、当該事案を審査し、その結果、継続が認められないとの判断に至った場合、事業者に対し登録の取消を通知する。

- ① 本募集要項「2 事業者の要件」「3 事業者の業務内容」に定める要件に適合しなくなった場合
- ② 「返礼品取扱基準」及び「返礼品受付停止基準」を遵守できない場合
- ③ 提出書類に虚偽があった場合
- ④ 食品表示法の違反を行った場合
- ⑤ 市に損害を及ぼす行為があった場合

(3) 関係行政機関等への情報提供

市が食品表示法の違反が疑われる情報を得た場合は、食品表示法の措置権限を有する行政機関、部署へ速やかに情報提供を行う。

(4) 損害賠償

事業者は、食品表示法等の各種関係法令の違反等により市に損害を与えた場合は、それにより発生した損害を賠償しなければならない。

(5) その他の留意事項

- ① 事業者登録を希望する際は、事前にふるさとPR課に連絡すること。
- ② 返礼品の説明文は、寄附者に誤解を与える表記にならないよう丁寧かつ詳細にすること。
- ③ 採用した返礼品は、ふるさと納税ポータルサイト等への掲載以外に、広報活動の一環として、マスメディア等へ情報提供することがある。

- ④ふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載は、採用が決定された順となる。
- ⑤寄附者の個人情報、返礼品の発送及び寄附者からの問い合わせ以外の目的に使用してはならない。

(6) 問合せ先

鹿屋市農林商工部ふるさとPR課

【電話】0994-45-6950

【メール】hurusatonouzei01@city.kanoya.lg.jp

(7) 募集要項の修正

募集要項は、地域経済の動向や活性化をはじめ、社会情勢を鑑み随時修正を行う。